

## 過誤調整等を行った場合の留意事項について

障害福祉サービス事業所等の運営指導において、過誤請求等（疑いを含む。）が発見された場合、「自己点検し、過誤調整を行う」旨の指導を行うことがあります。

その後、過誤調整を行った場合には、下記の参考様式に準じ、サービス提供月ごとに、過誤調整を行った利用者別、市町村別に「既請求額」、「正当請求額」、「差引額」が分かる一覧表を作成し、「運営指導結果の改善について（報告）」に添付してください。

(参考様式は、倉敷市ホームページ【ページ番号1004048】に掲載しています。)

なお、改善報告の提出期限までに過誤調整が完了しない場合は、改善報告で完了予定時期を明示したうえで、完了した後、速やかに一覧表を提出してください。

倉敷市長 宛て

【参考様式】

## 過誤調整等一覽表

(令和 年 月サービス提供分)

事業所名（ ）

単位：円

| 市町村名  | 利用者氏名 | 既請求額<br>① | 正当請求額<br>② | 差引<br>②－①＝③ |
|-------|-------|-----------|------------|-------------|
| 倉敷市   |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
| 倉敷市小計 |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
|       |       |           |            |             |
| 市町村小計 |       |           |            |             |
| 月 計   |       |           |            |             |